吹田市公告第615号

基幹系システム用OCR機器賃貸借に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６の規定に基づき公告します。

令和８年11月20日

吹田市長　後　藤　圭　二

記

制限付一般競争入札実施要領

１　業務名
基幹系システム用OCR機器賃貸借

２　業務概要
基幹系システム用OCR機器賃貸借に係る賃貸借

３　契約期間
令和９年（2027年）３月15日～令和14年（2032年）３月14日

４　入札及び契約の方式
本入札は、本市と、機器賃貸借を行うリース業者及び導入設置並びに保守作業を行う保守業者の三者による契約を想定するものである。本公告に基づき、リース業者及び保守業者が共同して入札、入札保証金及び契約保証金の支払、申請書類の提出等の入札に必要な行為を行う場合は、リース業者が代表してこれを行うこととする。
なお、リース業者が単体で、機器賃貸借、導入設置及び保守作業を実施できる場合は、当該業者のみでの参加も可とする。ただしこの場合、契約は当該業者との二者契約とし、保守等の再委託は認めないので留意すること。

５　入札保証金
吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額を５で除して求めた１年あたりの金額の100分の３に相当する金額を納付しなければならない。

６　契約保証金
吹田市財務規則第113条第２項の規定に基づき、落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額を５で除して求めた１年あたりの金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
（１）　契約保証金の納付
（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
（３）　当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
（４）　当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7　入札参加資格

入札に参加するリース業者及び保守業者においては、以下に掲げる要件を全て満足する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(3) 本市の入札参加有資格者名簿登載業者であること。参加希望業種等については、本業務を履行可能とみなされる者であること。

(4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

(6) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得しているものであること。

8　入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり、所定の提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送するか、もしくは所定の日時までに所定の電子メールアドレスへ送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、リース業者及び保守業者が共同して入札に参加する場合は、各業者に係る提出書類をリース業者が取りまとめて提出すること（以下「9　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明」「10　賃貸借の内容に係る質問等」について同じ。）。

リース業者又は保守業者のいずれかが期限までに申込書等を提出しない場合若しくはリース業者又は保守業者のいずれかに入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。リース業者単体で入札参加を希望する場合も同様の取扱いとする。

（１）提出書類

ア　制限付一般競争入札参加資格確認申込書

イ　役員一覧

ウ　ISO27001 又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

（２）申込書等の交付及び受付場所

ア　交付期間

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 11 月 30 日（月）

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和８年度（2026 年度）一般競争入札（業務委託）一覧）からダウンロードする。

イ　受付日時

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 11 月 30 日（月）（土・日・祝を除く）

(ア)持参の場合

本市開庁日の午前９時から午後５時 30 分まで（正午～午後０時 45 分を除く。）

(イ)電子メールの場合

上記受付期間内とする。（ただし、受領返信はメール確認次第とする。受付期間最終日の午後５時 30 分以降にメール送付した場合、受領返信は翌開庁日以降となる場合がある。）

（ウ）郵送の場合

上記受付期限必着とする。（なお、書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかに限る。）

ウ　受付場所

「21　問合せ先」のとおり。

（３）入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。

（令和８年 12 月２日（水）通知予定）

（４）その他

提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

ア　申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申込書等は、返却しない。

ウ　提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ　申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

９　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア　提出日時

令和８年 12 月３日（木）

午前９時から正午まで。

イ　提出場所

「21　問合せ先」のとおり。

ウ　提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

（２）説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

（令和８年 12 月３日（木）発送予定。）

10　賃貸借の内容に係る質問等

（１）受付日時

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 11 月 25 日（水）

（２）受付方法

電子メールによる。宛先は「21 問合せ先」のとおり。

（３）回答

令和８年 11 月 27 日（金）電子メールにて送付。

（４）その他

入札参加申込者及び質問者全員にその内容を通知する。

11　入札の日時及び場所

（１）入札日

令和８年 12 月４日（金）午前 10 時 00 分（時間厳守）

（２）入札場所

吹田市泉町１丁目３番 40 号　高層棟９階　デジタル政策室事後処理室

12　入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は、認めない。

(2) リース業者及び保守業者が共同で入札参加申込した場合は、リース業者が代表して入札するものとする。

(3) 入札書に記載する金額は、本市が別添の仕様書で定める機器の賃貸借、導入設置及び保守作業に係る契約期間における総計を記載すること。

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は２回までとする。

(6) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13　入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

14　落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15　内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16　入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

17　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札

(3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札

(4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札

(5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

18　落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
(3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
(4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

19　契約の締結

リース業者及び保守業者との三者契約を想定している。契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。契約書（案）は別添のとおり。なお、落札者が一者体制の場合は、二者契約とする。

20　その他

入札参加者は、この公告及び補足資料のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

21　問合せ先

吹田市泉町１丁目３番 40 号　吹田市行政経営部デジタル政策室（高層棟９階）
電話 06－6384－1443（直通）
メールアドレス　procure_digital@city.suita.osaka.jp　担当：庶務担当